

「認知症とともに生きる笑顔あふれるまち加茂基本条例（案）」 に対する意見募集実施結果について

加茂市では「認知症とともに生きる笑顔あふれるまち加茂基本条例（案）」について、市民の方々などからご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見原文に趣旨を変えることなく若干の修正を行っていることをご了解ください。

今回、ご意見をお寄せいただきましたの方々のご協力に、厚くお礼申し上げます。

1. 意見提出期間：令和6年4月3日（水）～令和6年5月2日（水）
2. 周知方法：
 - ・市ホームページ
 - ・市役所、図書館、市内各コミュニティセンターに意見用紙を設置
3. 意見提出件数：8名、1団体より16件
4. 意見の概要と市の見解：次頁以降のとおり

No.	分類	意見の概要	市の見解
1	条例全体	<p>とても良いことだと思います。このような資料を市民はどこで確認し、知ることができるのでしょうか？今後、全家庭に配布されるのでしょうか？</p> <p>今でもどんな時、どこへ相談に行ったらいいのかさえも知らない人が多々おられます。市民に意識してもらう為にも、もう少しミニ集会を開き、認知症、介護サービスの話をしてもらいたいです。</p> <p>また高齢者を見守るためには若い人に住んでもらう必要がありますが、働く場所や産業がありません。市民にとって加茂市には未来がない。もう少し活気、元気のある加茂市になって欲しいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。条例概要版を作成し、各世帯に配布し周知していきたいと考えています。</p> <p>相談窓口、認知症の普及啓発や介護サービスなどの周知について、今後も積極的にすすめてまいります。</p> <p>高齢者の見守りについては、地域の見守り体制の整備などに取り組みます。活気ある加茂市を目指し、官民一体となり取り組んでいきたいと思っています。</p>
2	条例全体	<p>各々の役割が明確に示されており、分かりやすかったです。</p> <p>認知症専門医が少ないのですが、他の医師からのフォロー体制等がありますか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。フォロー体制につきましては、加茂市医師会とも連携していきたいと考えています。</p>
3	条例全体	<p>認知症の方は、一見わからないことが多いです。そういう方に気づいてあげることが大事であり、子供から大人まで理解してもらうには、特に子供は一步引くところがあるので、実際に関わる、ふれてみる機会があるとよいかもしれません（講演などだけでなく）。みんなが同じ症状でなく、個性ある症状といいますか？そのためにも、地域などで上手に関わっていく必要があると思いますが、具体的にはどうすれば良いのでしょうか。カフェやサロン、施設への参加も知っていただくには良い機会と思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>教育現場と連携、地域の見守り体制の整備やカフェ、サロンなどの参加促進についても取り組んでまいります。</p>
4	条例全体	<p>解説もあり、自分ごととして考えることができる内容で理解しやすかったです。</p> <p>小中学生への学習会や分かりやすい条例概要版があるといいと思いました。</p> <p>また認知症の方が事故等をおこした場合の賠償責任についてふれていなかったようですので、ご意見お聞かせください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見を参考にし、条例制定後には、小中学生にも分かりやすい条例概要版を作成して、普及啓発を進めてまいります。</p> <p>また、認知症の方が事故をおこした時の損害賠償については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

No.	分類	意見の概要	市の見解
5	前文 解説	<p>前文がある条例で、前文において日本の現状、そしてさらに危機的な加茂市の状況がわかり、良いと思う。</p> <p>解説において、加茂市の人口がおおよそで記載されているが、制定時点でも変わるほか、おおよそ過ぎるため必要ないと思われる。割合と、人口減という文言があるので、おおよその人口数までは必要ないと思う。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきます。 分かりやすい表現に変更いたします。 (資料1 1ページに記載のとおり)</p>
6	第6条3項 第7条3項	<p>医療機関・事業者で認知症に関連した取り組みをしている場合には、積極的に市への事例報告等をお願いし、市全体で連携ができる仕組みがあると良いと思いました。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきます。 条例にもあるように、関係機関・事業者と地域課題を共有し、連携しながら認知症施策を進めるよう仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>
7	第7条3項	<p>認知症の問題は医療介護事業者のみならず、金融機関や士業、その他の法人との連携も必要なので、この条文があるのはとても良い。</p> <p>条例制定のタイミングと合わせて、医療介護関係者、金融機関、士業等と連携をした「啓蒙イベント（セミナー）」を企画していきたいと思えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 普及啓発にご協力いただきますよう、お願いいたします。</p>
8	第7条3項 第8条2項	<p>認知症条例が策定される為、認知症、軽度認知障害（MCI）の早期発見につながる取り組みを一体的実施と連携して行えると良いかと思えます。例えば 「専門家が認知症の疑いのある人や～支援を行う」の部分、一体的実施の「ポピュレーションアプローチ」「ハイリスクアプローチ」と繋げることで、MCIの方の把握、予防、備えも可能になるのではないかと考えます。</p> <p>また、一体的実施の評価指標の中には、認知症のリスク要因に該当するものもあり、早い段階でのリスクの把握も可能になるのではないかと考えます。</p>	<p>日頃より市の認知症施策にご協力頂き、感謝いたします。今後も関係機関と連携し、施策を進めてまいります。</p>

No.	分類	意見の概要	市の見解
9	8条 10条	<p>これからの超高齢社会に向けて指針となる条例を制定することはよいことだと思います。</p> <p>「認知症の予防と備え」を重要視し、さらに「予防」の定義を慎重に扱う方向性は素晴らしいと思います。そして、第10条（地域づくりと社会参加の推進）の解説にあるように、日頃のコミュニケーションと顔なじみの関係構築はとても大切だと思います。</p> <p>ただ、現在の加茂市は公共施設の開館時間の縮小と休館日の増加を推進しており、条例案に逆行しているように感じます。いつどこでコミュニケーションをとり、顔なじみになっていくのか…。主催が加茂市の場合は、休館日の開館も閉館時間の延長も自由にできるようなので加茂市がすべて主導し、牽引していく前提でしょうか。それは「日頃からのコミュニケーション」なのでしょうか。</p> <p>ボランティア養成もままならない中で認知症サポーターの養成ができるのでしょうか。知人の話では、昼間働いている現役世代から養成講座に参加してもらうために、夜間の講座を開きたいけれど、公共施設の閉館時間が早まって難しいそうです。条例だけつくって満足しないように、今後よりいっそうがんばってください。認知症予備軍として期待しております。</p>	<p>日頃のコミュニケーションは、予防と備えにおいても重要と考えています。公的な予防に資する活動についての取り組みを継続していくとともに、市内各地の互助的な活動も増えていくことが、それぞれの役割を示した条例の趣旨ともなっております。</p> <p>また、認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトという研修を受けた人が講師を担当しています。養成講座の開催会場や開催時間については、事務局もサポートしながら、講座を受けてくださる方の開催時間や場所のご希望に沿うよう、できる限り多くの方にサポーターになっていただけるよう取り組んでいます。また、市の公共施設については、それぞれの施設の特色をいかし、活用を促進していきたいと考えています。</p>
10	第9条	<p>認知症や若年性認知症を正しく知っている人は少ないと思う。偏見をなくすためにも正しい知識の啓発はとても大切なため条例に明記していることは良いことだと感じる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。認知症に対する偏見をなくすためにも、認知症の人や家族等の意見を大切にしながら、普及啓発を進めていきたいと考えています。</p>
11	第9条3項	<p>知識の普及及び人材育成の3の解説が、「活動の場を広げるとは、誰の？」など分かりにくい気がします。</p>	<p>解説についても、分かりやすい表現に変更いたします。</p> <p>(資料1 12ページに記載のとおり)</p>

No.	分類	意見の概要	市の見解
12	第9条	<p>認知症がわからない子供も多く、現在は子供から、正しい教育が必要とされるので、条例に記載されるのはとても良いことだと思う。</p> <p>条例として制定するのであるし、ぜひ積極的に教育現場でのサポーター養成講座や、高齢者との交流の機会が持てるよう行政として、教育現場の巻き込みやボランティアの育成をすすめ具体化して欲しいと感じる。教育機関とは具体的にどこを考えていますか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。教育機関は、教育委員会や小中学校及び高校、大学等を考えています。それぞれと連携し、サポーター養成講座の対象を拡大していきたいと思っています。また、ボランティアについても社会福祉協議会と連携し育成に努めてまいります。</p>
13	第10条1項	<p>地域のコミュニティづくりは大変重要です。その中で「認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人が、日頃からのコミュニケーションや活動を通じて、周囲の人が、ちょっとした変化に気づくことが認知症の早期発見・早期対応につながります。」とありますが、加齢によるちょっとした物忘れを認知症と思い、伝え方など配慮の方法が中々難しいところだと思われまます。ここも出来れば「医療専門家」も巻き込みながら、見守りを行う仕組みがあると良いと考えます。</p>	<p>市といたしましても、市民の皆様認知症についての理解を深めていただき、地域の見守り体制を整備していきたいと考えています。その際には、専門職やキャラバンメイト等と連携しながら進めてまいります。</p>
14	第11条	<p>加茂市の高齢化率が近隣市町村よりも進んでいて、しかも老人世帯が多い。</p> <p>この条例が機能することで成年後見がよりスピーディーに決まり、財産の擁護や医療、介護が遅延なく進められるといいと思います。</p>	<p>現在も行っている権利擁護に関わる弁護士による法律相談を活用しながら、弁護士等と連携し、一人ひとりの尊厳を保ちながら、権利擁護の推進をさらに図っていききたいと考えています。</p>
15	第12条	<p>条例をつくった後の取り組みが大事だと思う。検討委員会設置と第12条にあるが、どのように進めていくのか、具体的に知りたい。</p>	<p>条例制定をきっかけとして、認知症の人や家族の思いを聞きながら、施策の方向性をより明確にしたいと思います。</p> <p>条例制定後には、認知症施策検討委員会を設置し、国の認知症基本法にも明記されている認知症施策推進基本計画の策定にむけ、具体的な施策・計画を検討していきたいと考えています。</p>
16	第13条	<p>子育てに対しても大切ではあるが、高齢者や認知症の人の雇用や予防を含めた対策に必要な部分にも、条例ができる中で財政上の措置をしっかりと盛り込んでもらえることを期待します。</p>	<p>必要となる財政措置を行うよう取り組んでまいります。</p>